

▼吹田産業フェアが開催されました！



topics

◎吹田のいいところ見てきました！
チャレンジショップ「ゆめちか」で
「麺や山下」が好評営業中

◎連載コラム『経営のはなし』
「身近な知財『商標権』の話」

◎チェックしましたか？
インボイス制度ってなに？

etc

▼回答をお願いします！

C.I.NEWSの今後の発信方法について検討する
ため、アンケートへのご協力をお願いします。

＼ 回答はこちらから /





吹田市役所地下1階チャレンジショップ「ゆめちか」で 「麺や山下」 好評営業中！

吹田市では、飲食店の開業を目指す個人を支援するための施策として、市役所の地下1階にある喫茶室の跡地をチャレンジショップ「ゆめちか」として活用しています。チャレンジ期間は約9か月間で、現在、9期生の店舗「麺や山下」が営業中です。



出店者の山下敏哉さんは、飲食店で働いていた経験があり、自分のお店を持つという夢を持ち、チャレンジショップ「ゆめちか」の9期生に応募されました。

喉越しのよい10割蕎麦をメインに、丼ぶりやお弁当などを提供されています。

「飲食店で培ってきた経験を活かして、お客様に楽しんでいただける「麺や山下」を目指していきます。」と山下さん。市役所にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください♪

【営業期間】 令和5年5月15日～令和6年2月中旬

【営業日】 月曜～金曜（土・日・祝日は除く。）

【営業時間】 10:00～14:00（最終入店13:30）

MENU

※メニューは変更になる場合があります

■店内メニュー

・とろろ蕎麦	680円	・海老天蕎麦	1,000円
・海藻サラダ蕎麦	680円	・肉たま天蕎麦	1,000円
・鶏たま天蕎麦	930円	・お蕎麦屋さんの親子丼	680円
・ちくたま天蕎麦	880円	・お蕎麦と天ぷらのビュッフェ	
・油カス蕎麦	1,000円	（金曜日限定）	1,000円



■テイクアウトメニュー

・蕎麦	500円	・ポテトサラダ	150円
・親子丼	500円	・温玉天	200円
・天ぷら5種弁当	500円	・山芋	100円
・おにぎり2個おかず	200円	・ミートコロケ	100円
・天ぷら3種	200円	・山菜	100円



チャレンジショップゆめちかとは



吹田市役所本庁舎中層棟地下1階にある喫茶室跡を、起業家のためのチャレンジショップ（通称「ゆめちか」）として活用しています。出店者が本格的に街で飲食業を開業する前段階として、試験的に店舗を運営することにより、起業家のための学び、実践、成長の場として利用します。それにより、起業家育成を図るとともに、本市の特性である開業率の高さ、チャレンジャーを応援するというまちのブランドをPRし、地域経済の活性化に資することを目的としています。

—— 問合せ先：吹田市役所 地域経済振興室 TEL：06-6170-2370 FAX：06-6384-1292 ——

第38回

6/3(土)・4(日)

吹田産業フェアが開催されました!!

令和5年6月3日(土)、4日(日)に、吹田市文化会館メイシアター及びいずみの園公園において第38回吹田産業フェアが開催されました。当日は、商業祭、農業祭をはじめ、花と緑のコーナー、吹田市の友好交流都市など55事業所・団体が出展し、商品の展示や販売、会社のPR等を行いました。その他にも、吹田市内の学校や団体が日頃の成果を発表する「音楽・ダンスイベント」、令和元年度に実施して以来4年ぶりとなる「フードコート」、アサヒビールミュージアムを産業フェア特別料金で見学する「アサヒビールミュージアム見学ツアー」等、様々なイベントを実施し、来場いただいた多くの方々に好評のお声をいただきました。



☆ご参加いただきました市内事業者様、ご来場いただいた皆様、ありがとうございました☆

募集

就労体験事業受入協力事業所を募集しています!

就労経験が乏しく、なかなか就労に繋がらない人の「働くことへの一歩」を応援する、就労体験事業の実施に際し、受入協力事業所を募集しています!!

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 対 象 | 吹田市内で就労体験の場所を提供していただく意向がある事業所 |
| 受入期間 | 1日 最大8時間まで、最大5日間 |
| 実施時期 | 5月8日(月)～3月29日(金) (日程は相談に応じます) |
| 謝 礼 金 | 1人1日当たり 最大5,000円 |
| 保 険 | 就労体験者は傷害・賠償責任保険に加入します(市負担) |
| 詳 細 | QRコードよりHPをご覧ください |

申 込 み JOBナビすいた 無料職業紹介所へ電話・FAX

【住所】 昭和町12-1 勤労者会館(アスワーク吹田)3階

【電話】 06-6170-8972

【FAX】 06-6170-6800

【開館時間】 11:00～19:00

【休館日】 第1水・第2～第5土・日・祝・年末年始

詳細は
コチラ



身近な知財「商標権」の話

■ドラマで学べる「商標権」

今春に日本テレビ系列で放映されていたドラマ「それってパクリじゃないですか？」をみなさんはご覧になったことがありますか？飲料メーカーの知的財産部に勤務する新米女性社員が、「知的財産権」（以下「知財」）に絡む様々なトラブルを解決していくストーリーを、女優の芳根京子さんが演じています。このドラマでは、お堅いイメージでちょっとマニアックな「知財」について、具体的にかつ笑いも交えながら、学ぶことができます。4月に放映されたドラマの第2話では、知財のひとつである「商標権」がテーマになっていました。

主人公が勤務する飲料メーカー月夜野ドリンクには「緑のお茶屋さん」という飲料があるのですが、営業社員が地方の「落合製菓」という小さな製菓会社が、見た目もパッケージもそっくりな「緑のおチアイさん」というチョコレートを製造販売していることを発見しました。「落合製菓」の社長はいい人で悪気は全然ないけれど、「緑のお茶屋さん」は登録商標であり、パクリだと訴えるべきか主人公は悩んでしまいます。一方、時を同じくして、主人公の友人（個人事業主）にもトラブルが発生しました。苦労して作り上げたキャラクターのオリジナルグッズをネット販売していたところ、ある会社から販売差し止めと損害賠償請求の警告書が送られてきたのです。調べたところ、なんとまさにその会社が、いつの間にか友人のキャラクターを勝手に商標登録しているではないですか。やっと人気が出てきてグッズが売れ始めたところなのにパクられた！でも商標権を取っていないこっちが引き下がらないといけないの？といった展開でした。

ちなみにドラマの結末では、「落合製菓」は訴えず、今後は自社ブランドの製品として、チョコレートのOEM生産（メーカーが、自社ではないブランドの製品を製造すること）を委託することにしました。また主人公は友人に「先使用权」（商標登録出願前から商標を使用しており、広く人の間に知れ渡っていた

場合に、例外的に使用が認められる権利）を主張できないかとアドバイスをしました。

ドラマはハッピーエンドでしたが、みなさんはご自身が商売に使っている屋号やロゴマークが、どこかの「商標権」を侵害していないか、調べてみたことはありますか？

■「商標権」とは何か

まず「商標権」とは何か、おさらいしておきましょう。「商標」とは、事業者等が、自分達の取り扱う商品・サービスを他人のものと区別するために使用する文字や図形等のマークのことで、これらを独占的に使用できる権利のことを「商標権」といいます。特許庁に出願（申請）し、「商標」を使用する対象である「区分」とセットで登録されます。例えばUNIQLO（ユニクロ）のあの赤いロゴマークであれば、株式会社ファーストリテイリングが被服やサングラス、カバン等の「区分」とセットで「商標権」を所有しています。「区分」とは、わかりやすく説明すると、商品やサービスの分類「カテゴリー」のようなものです。

このように説明を聞いても「それって大手企業だけの話で私たちの商売とはあまり関係ないよね？」と思われるかもしれません。しかし実は今、ドラマのようなトラブルが中小企業や小規模事業者の間でも多発しており、こういったリスクを避けるために、特許庁への商標権の出願件数が年々増加しているようです。特許庁の公表データによると、個人・中小企業による出願件数は2015年から2021年には約2割増加し、今や国内出願の約6割を占めているといえます。

■個人・中小企業でも商標権を取る理由

ではなぜ商標権のトラブルが多くなったのでしょうか？大きな原因としてはインターネットの普及が挙げられます。従来は地方でこじんまりと事業を営んでいるだけならば、屋号や商品・サービスの名称が人々に知れ渡る範囲も限られていました。しかし、今はインターネットで、全国各地（あるいは世界中）の屋号や商品名の検索が容易にできるようになりました。特に

ECサイトを使って自社の商品やサービスを販売している会社でしたら、露出する機会もより増えるでしょう。露出が増えれば、みなさんが自分で考えた屋号や商品・サービス名あるいはロゴマーク等が相手に真似されやすくなる、あるいは逆に相手から真似されたと主張される可能性も高くなるというわけです。商標権はどちらが先に商標登録の出願をしたかが重要です。つまり早い者勝ちです。「ウチは昔からこれを使っていた」と主張しても、もし相手が先に商標権を取っていたとしたら、その商標はもう自由に使うことができなくなる可能性が高いのです。例え小さな店や会社であっても、そのダメージの大きさは計り知れないものになるでしょう。

■商標権を出願するには

では実際に商標権を申請するとしたら、料金はいくらかくらいかかるのでしょうか？特許事務所に依頼することもできますが（手数料の相場は1～5万くらい）、事業者自ら申請される方も結構いらっしゃいます。私の周囲でも、複数の小規模事業者の方が登録にチャレンジし、ほぼ自力であの☒マークを獲得されています。

料金は「区分」（前述のカテゴリーのようなもの）をいくつ登録するかによりますが、仮に「区分」が1つであれば、初回の申請には登録料等を含めて5万円弱（有効期間10年間）、さらに登録から10年後に更

新するならば、また同じくらい費用がかかることになります。「区分」が多い方が模倣されるリスクは減りますが、当然費用の負担も増えます。ですから申請時にはどの「区分」にするのか、いくつ選択するのかの精査が必要です。

商標権を出願したいと思ったら、まずは特許庁の特許情報プラットフォーム (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) で、似たような商標はないかを検索してください。ページにアクセスしたら、画面上部の「商標」の「商標検索」を選択します。ここでは仮に「すいたん」を調べてみるとします。「商標（マーク）」の「検索項目」のうち、プルダウンから「称呼（類似検索）」を選択し、キーワードに「スイタン」（全角カタカナで入力）と入力してください。検索結果として「すいたん」に近い称呼（呼び名）が表示されます。検索結果の表示が多すぎる場合は、「区分」を絞って、検索してみると良いでしょう。

屋号やロゴマークにそこまでこだわる必要はないと考える方もいらっしゃるかもしれませんが、自分たちの屋号やロゴマークには、創業した時の想いや事業の歴史などが詰まっているものです。また、大手企業と同じように、国からの“お墨付き”®マークをもらうことは、事業者としてのプライドや自信にもつながるのではないのでしょうか？

参考資料：特許庁「商標審査の現状」令和4年9月29日公表

商標活用ガイドダイジェスト版／経済産業省 特許庁

参考文献：原田貴史著「中小企業・個人事業主の商標登録ガイド」（セルバ出版）

■筆者プロフィール■

吹田市商業相談員 **立石 千香 氏**

（中小企業診断士／特定社会保険労務士／キャリアコンサルタント）



大阪府内の商工会議所で経営指導員として10年間従事。2020年中小企業診断士登録、MBA（経営管理修士）取得。社会保険労務士としても20年の経験あり。

<コメント>

中小企業の経営者のみなさまの目線に合わせた支援ができることが私の強みです。

中小企業施策なども上手に活用しながら、御社が成長するためにはどうしたらよいのか、一緒に知恵を絞っていきましょう！

働き方改革など労務関係のご相談もお気軽にどうぞ。

◇ 無料商業相談 ◇

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

詳しくは7ページをご覧ください。





『インボイス制度ってなに?』と思いませんか?

消費税を支払ったり、消費税込で代金を受け取っている事業者には、10月から開始されるインボイス制度について御紹介します。

インボイス制度の概要

インボイス(適格請求書)とは、一定の事項が記載された請求書などのことです。

インボイス制度はインボイスを用いることで正しく消費税を計算する仕組みです。

制度導入により、買手(消費税を支払っている人)は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイスを保存する必要があります。

売手(消費税込で代金を受け取っている人)は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録をする必要があります、登録をすると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。



インボイス制度の詳細、制度導入に当たっての補助金などの支援策や新たな負担軽減措置の情報などについては国税庁ホームページを御確認ください。



国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



よくある疑問

- 仕入税額控除ってなに?
- 当社が登録しないとどうなるんだろう・・・
取引先にどんな関係が・・・
- 申告ってどう計算するの? 課税事業者は売上の10パーセントを納税しなきゃいけないの?
- 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの?
- インボイスってどう作ればいいの?

答えはこちら



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

問合せ先

インボイスコールセンター TEL 0120-205-553 (受付時間 平日9:00~17:00)



吹田市商業相談をご利用ください

吹田市では、中小企業診断士による経営等に関する無料相談をおこなっています。お気軽にご利用ください。

相談は予約制で、相談時間は30分～1時間程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

●相談日時（庁内）

とき／第3木曜日 午後1時～午後5時 ところ／市民相談室 市役所本庁舎低層棟1階105番窓口

●相談日時（庁外）

とき／第2・4木曜日 午後1時～午後5時 ところ／相談員が商店街や市場などを巡回相談します

商業に関する、あらゆる相談におこたえします



「開業するにあたって、準備は始めているが具体的な形が見えない…」

「確定申告の方法がわからない…」

そのほか、資金面のご相談、販売促進のあり方、経営改善、新しく構える店の立地、家賃、定休日など、事業を始めるにあたっての”入り口部分の疑問点”から経営に関するお悩み、書類のチェックまで、事業者さまのご都合に合わせて、個別にご相談いただけます。

問合せ先・申込み先

吹田市地域経済振興室 商業担当 TEL 06-6170-2370（予約者優先）



「後継者がいない・・・。」と悩んだら

「事業を誰かに託したいのに相手がいない・・・。」そんな悩みをお持ちなら、ぜひ御相談ください。国が設置する大阪府事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者がいない悩みなどの御相談に、専門家が無料でアドバイスをいたします。もちろん、秘密厳守・相談無料ですので、お気軽に御利用ください。

■相談の例

- 後継者がいない。今後どのような可能性があるのか。
- 事業を後継者に継がせるには、どのように進めていけばよいのか。
- 自社を他の企業に譲渡したいが、どのようにすればよいのか。
- 仮に今、M & Aに取り組んだとしたら、どのような点が課題になるか。
- 他社の経営資源を引継ぎ、事業を拡大させたいが…



詳しくは
コチラ



問合せ先

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター TEL 06-6944-6257（受付時間 平日9：00～17：15）



令和5年度 中小事業者LED照明導入促進補助金



中小事業者の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しするため、中小事業者に対し、取組みが進んでいないLED化への補助を行います。

LED化による省エネ効果

■蛍光灯のLED化 約5割

■白熱電球のLED化 約9割

出典：大阪府「省エネのすすめ（テナントビル編）」

補助対象者

次の全てを満たす中小事業者

- (1) 府内の工場・事業場において照明をLEDへ更新する中小事業者
- (2) 大阪府の脱炭素化経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った中小事業者

補助金額

- 補助率：1/2以内
- 補助上限額：1,500万円 補助下限額：20万円

補助対象経費

- LED照明の設置費
- 工事関連費（設計費、既存の照明設備の撤去・処分費を含む）
 - ※LED照明は国のグリーン購入法の基本方針に適合するものが対象
 - ※以下は補助対象外
 - ・工事を伴わない管球のみの交換
 - ・既設のLED照明からの更新
 - ・スイッチ、誘導灯、非常灯（通常用との兼用タイプを除く）

応募方法

令和5年4月17日（月）～8月31日（木）までに

大阪府LED補助金事務処理センターへ申請書類を郵送してください。（先着順）

詳細は

こちら



問合せ先

大阪府LED補助金事務処理センター TEL：06-6226-8405 FAX：06-6204-1763
MAIL：osaka_led@nta.co.jp

提出先

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-1 山口玄ビル6階
大阪府LED補助金事務処理センター（株式会社日本旅行 大阪法人営業統括部内）